

令和8年度 東京発ディープテック等事業化促進事業
申請に必要な書類 【実用化開発コースで申請する場合】

No	提出書類	部数	様式
1	申請前確認書(Word ファイル) 原本	1	○
2	申請書(Excel ファイル) 原本1、写し4 ・別紙 19～28 については、該当がないページも提出 (ただし、エクセルデータについては、該当がない場合でもシートを削除しないこと)	5	○
3	登記簿謄本等 【法人】 発行後3か月以内の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本 【個人事業主】 都内税務署に提出した「個人事業の開業等届出書」の写し	各 1	△
4	税務署へ提出した直近2期分の確定申告書の全ての写し ・税務署の受付印があるもの 電子申告の場合は、税務署から送信された受付結果(受付通知)を添付 ・創業2年未満の場合は確定申告書直近1期分の写しで可 ・申請時点で1期目、又は申請時点で確定申告を行っていない2期目の法人・個人事業主は提出不要 【法人】 ①別表(税務署へ提出したもの全て) ②決算報告書(株主資本等変動計算書・個別注記表を含む)、 勘定科目明細書、法人事業概況説明書 【個人事業主】 ①第一表 ②すべての事業の収支内訳書又は青色申告決算書(貸借対照表を含む)	各期 1	△
5	納税証明書(直近期分)の原本 【法人】 ①法人事業税納税証明書(都税事務所発行) ②法人都民税納税証明書(都税事務所発行) ・①②の2件の同時記載可 ※未決算法人の場合は①、②の代わりに代表者の所得税証明書「その1」(所管税務署発行)をご提出ください。 【個人事業主】 ①個人事業税の納税証明書(都税事務所発行) ・非課税の場合は、代表者の所得税証明書「その1」(所管税務署発行) ②代表者の住民税の納税証明書又は非課税証明書(区市町村発行) ※未決算個人事業主は②のみをご提出ください。	各 1	△
6	社歴書(経歴書) ・会社概要可	5	◆
7	事業会社等からの出資、販路・人材・ブランド等の提供等を証明する書類 ・申請時点で出資等が完了している場合は、契約書の写し及び入金確認(銀行口座の写し等) ・申請時点で出資等が完了していない場合は、別添1「意向確認書」を提出(契約締結まで完了している場合は契約書の写しも提出) ・事業会社等からの入金が分割の場合は、別添2「出資等分割支払確認書」も提出	各 1	◆ もしくは ○
8	プロジェクトの組成を証明する書類 ・プロジェクト参加者全てが当事者となり締結した契約書又は協定書等の写し ・契約書又は協定書等には、プロジェクト参加者の役割や出資額等を明記すること	1	◆

令和 8 年度 東京発ディープテック等事業化促進事業

No	提出書類	部数	様式
9	見積書の写し(2社以上) ・設備導入費において、1 件 100 万円(税抜)以上の機械装置・工具器具購入の場合 ・市販品の場合は価格表示のあるカタログ等でも可 ・やむを得ない理由によって相見積の取得が困難な場合は、理由書(任意書式)を提出	各 1	◆ もしくは ○
10	特許等の公報の写し ・申請書 7(6)④の産業財産権の出願又は保有している場合 ・または他社からの実施許諾の予定を「あり」と選択した場合	各 3	◆
11	プロジェクト支援機関に求める支援内容希望票	1	○
12	その他補足説明資料(企画書、仕様書、図面、システム構成図、フローチャート等) ・A 4 用紙 30 ページ以内 ・提出は任意	各 5	◆

＜様式に関する凡例＞

○：本事業のウェブサイト「申請様式類」からダウンロードし作成する書式

△：国・自治体等より発行された所定の書式

◆：事業者により任意に書式を決定してよい書式

＜提出書類の注意事項＞

- ・提出書類は「No. 2：申請書」の原本のみ片面印刷としてください。それ以外については可能なものは全て両面印刷にしてください。
- ・ホチキス留め、ファイリング等を行わないでください。
- ・申請書類は、必ず写しを保管してください
- ・提出された申請書類は返却しませんので、ご注意ください。